

令和8年度指定管理者サービスチェック

6月29日（月）障がい者支援センター

◆施設カルテ・・・・・・・・・・・・・・・・P1

◆質疑通告書・・・・・・・・・・・・・・・・P2-4

◆施設別シート・・・・・・・・・・・・・・・・P5-41

◇評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・P5-10

◇アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・P11-12

◇事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・P13-16

◇決算書・・・・・・・・・・・・・・・・P17-27

◇労働条件審査チェックシート・・・・・・・・P28

◇関係例規・・・・・・・・・・・・・・・・P29-41

施設カルテ

基本事項	施設名称		所在地		
	大野城市障がい者支援センター (旧大野城市障がい者きょうどう作業所)		大野城市上大利五丁目18番8号		
	開館時間	休館日	建設年月日	構造	
	8:30～17:00	土・日曜日、祝日、 年末年始	開所は平成26年4月 (建物建設年は平成16年)	鉄骨造	
	床面積	敷地面積	附属施設	施設所管課	
	564.75㎡	1,998㎡	-	福祉サービス課	
	設置目的	市内に居住する知的障がい者及び身体障がい者の福祉の増進に寄与するため、障害者総合支援法に規定する生活介護および就労継続支援B型等の事業を実施すること			
	根拠法令等	大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例、大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則			
	指定管理者		指定管理者の所在地		
	社会福祉法人 野の花学園		福岡市中央区天神二丁目13番17号		
施設種類	社会福祉施設	指定期間	R4 年度～ R8 年度	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募
管理者種類	☐ 市内の企業 ☐ 市外の企業 ☒ NPO、ボランティア団体 ☐ 自治会等コミュニティ組織 ☒ 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 ☐ 公的団体(区など)				



指定管理者サービスチェック質疑通告書（令和８年度）

診断依頼された指定管理者サービスチェックについて、次のとおり質疑通告を行います。

No	施設名称	所 管 課
3	大野城市障がい者支援センター「まどか・ゆいばる」	福祉サービス課

1 前回講評への対応状況等について

【前回講評・(イ) 次期指定管理者の選定に向けた課題について（一部抜粋）】

- 「・・・、令和元年度は約 300 万円の黒字、令和 2 年度は約 750 万円の黒字となっています。しかし、現在の協定には、この収支差額の取り扱いに関する規定は特にありません。所管課において、この収支差額の取り扱いに関し、本施設の設置目的を達成するため、指定管理者が提供するサービスの向上に資する施設の改修、設備の更新、サービス内容の充実等に活用すること等について検討し、次期指定管理に向けて、協定内容や仕様の作成に当たることが望ましいと考えます。」とあります。
- 上記の対応状況を教えてください。

（回 答）

上記講評を踏まえ、大野城市障がい者支援センター指定管理者基本協定書（令和４～８年度）に以下を反映した。

協定書 別紙３ 仕様書より抜粋

1 基本条件

(17) 収支決算における収支差額（黒字額）について

各年度の収支決算において、収支差額（黒字額）が発生した場合、その取り扱いについて、市と指定管理者で協議を行うものとする。

協議の結果、当該差額の一部を市に納付する場合があることに留意すること。

- 「本施設は、通所施設であるため、日中生活できる設備及び職員配置となっていますが、令和 2 年度に入浴設備を整備したこともあり、一定の条件のもと福祉避難所としての活用を検討する余地はあると考えます。次期指定管理者の選定に向け、所管課及び関係課において検討することが望ましいと考えます。」とあります。
- 上記の検討状況・結果を教えてください。

（回 答）

上記講評を踏まえ、危機管理課と協議のうえ、大野城市障がい者支援センター指定管理者基本協定書（令和４～８年度）に以下を反映した。

協定書 別紙３ 仕様書より抜粋

5 指定管理者としての業務

(6) 本市への協力

地震や台風等の災害時には、一時避難場所及び福祉避難所として使用する場合があるので、協力すること。

2. 事業報告書について

- 「4. 施設の利用状況」について、令和3年度以降の障がい種別の利用者数の推移を教えてください。
- また、利用者に関して、施設の管理運営上の問題があれば、教えてください。

(回 答)

【障がい種別の利用者数の推移】

R3 年度 39 名 (知的 23 名 身体 8 名 知的・身体重複 7 名 精神 1 名)
R4 年度 42 名 (知的 26 名 身体 8 名 知的・身体重複 7 名 精神 1 名)
R5 年度 41 名 (知的 25 名 身体 8 名 知的・身体重複 7 名 精神 1 名)
R6 年度 41 名 (知的 26 名 身体 7 名 知的・身体重複 7 名 精神 1 名)
R7 年度 42 名 (知的 27 名 身体 7 名 知的・身体重複 7 名 精神 1 名)

【利用者に関する施設の管理運営上の問題】

利用者の中には、強度行動障がい者(*)や重度障がい者がいるため、十分な配慮やマンツーマン対応が求められる。このようなケースでは、知識や経験を持つ職員であっても対応が困難な場合があり、その結果として人員を割かなければならない状況が発生している。

*激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態にある障がい者

- 「15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策」では、「同居する家族の入院や逝去に伴い、急遽住まいの場を探すケースあり。親なき後を見据えた、利用者や家族への情報提供や、短期入所等で自宅以外で過ごす体験の推奨等をすすめていく。」とあります。「同居する家族の入院や逝去に伴い、急遽住まいの場を探すケース」は、どの程度の頻度・人数、発生しますか。
- また、「利用者や家族への情報提供や、短期入所等で自宅以外で過ごす体験の推奨等をすすめていく」について、具体的にどの様な取組を行っているのか、補足説明をお願いします

(回 答)

「同居する家族の入院や逝去に伴い、急遽住まいの場を探すケース」は、2年に1回程度の頻度である。しかし、保護者等の高齢化に伴い、今後増加していくことが見込まれる。

取り組みについては、同法人の短期入所施設の利用を提案している。(現在、11 名が利用中。)

3. 収支状況・収支明細書について

- 指定管理者事業報告の「5. 収支状況」では、指定管理者の収入 90,506 千円に対して支出 105,326 千円で、当期末処理損益が▲9,538 千円の赤字となっています。
- 収支明細書では、収入の部の「介護給付費収入」が当初予算額 67,631 千円、決算額 57,753 千円で、当初予算額と決算額との差額が▲9,878 千円です。また、収入合計は当初予算額 97,858 千円、決算額 90,506 千円で、当初予算額と決算額との差額が▲7,351 千円です。一方、支出の部の支出合計が当初予算額 105,595 千円、決算額 105,326 千円とほぼ同額です。
- 「介護給付費収入」が、当初予算額と比較して決算額が大幅に減額となった理由を教えてください。また、令和8年度以降の収支改善の見通しを教えてください。

(回 答)

介護給付費収入が大幅に減額となった要因は、障害福祉サービス等報酬請求における生活介護の人員配置加算(**)について、予算作成時に想定していた加算額よりも低い加算額での算定となったことが要因として挙げられる(影響額▲5,340千円)。

**前年度4月から3月までの実績に基づき、年度ごとに変動する。予算作成時、翌年度の加算額は確定していない。

また、生活介護の定員に対して、利用率が86.7%にとどまったことも、介護給付費収入減の要因である。

(収支改善の見通しについて)

令和8年度の人員配置加算については、予算作成時と同額の加算額を確保できたため、人員配置加算額による大幅減は発生しない見込みである。

また、生活介護利用者の利用率向上のため、土曜開所日にイベントなどを実施する。

一方で、令和7年度の訓練等給付費収入(就労継続支援B型)は、当初予算と比較して2,663千円増である。令和8年度において介護給付費にマイナスが発生した場合は、訓練等給付費で補っていく。

以上

【別添5】

施設の管理運営に関する評価シート

基本事項	No.	施設名称		部(局)名	課(室)名		
		大野城市障がい者支援センター「まどか・ゆいばる」		すこやか福祉部	福祉サービス課		
	指定管理者名称			指定管理者の所在地			
	社会福祉法人 野の花学園			福岡市中央区天神3-14-31天神リンデンビル1階			
	総合計画における位置づけ	ライフステージ	全世代に向けて				
		方針	地域住民や民間団体と協力して、地域の福祉課題に取り組む				
		取組	誰もが安心して日常生活を送ることができる				
施設種類	社会福祉施設	指定期間	令和 4 年度 ~ 令和 8 年度		選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募	
管理者種類	☐ 市内の企業 ☐ 市外の企業 ☐ NPO、ボランティア団体 ☐ 自治会等コミュニティ組織 ☒ 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 ☐ 公的団体(区など)						

利用状況	事業内容	身体障がい者、知的障がい者等に対し、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、日常生活又は社会生活における自立を促進するとともに、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とした施設である。具体的には、大野城市民を対象として、障害者総合支援法に基づく生活介護及び就労継続支援B型事業を行っている。
	利用者数	身体・知的重複障がい者 7人 身体障がい者 7人 知的障がい者 27人 精神障がい者 1人

収 支 状 況	指定管理者 の収入	総額 90,506 千円	(内訳) 就労支援事業収入 2,801 千円			
			障がい福祉サービス等事業収入 87,202 千円			
			受取利息配当金収入 36 千円			
			その他収入 467 千円			
	指定管理者 の支出	総額 105,326 千円	(内訳) 人件費 84,148 千円			
			事業費 12,923 千円			
			事務費 4,909 千円			
			就労支援事業支出 2,839 千円			
			その他の支出 473 千円			
			拠点区分間繰入金支出 34 千円			
当期純利益	△ 14,820 千円	前期繰越損益	5,282 千円	当期未処理損益	△ 9,538 千円	

チェックシート結果 (自動表示)	145.0 点 / 200.0 点		→	総合評価 (自動表示)	A	達成率 S:80%以上 A:60%以上 B:40%以上 C:40%未満
	施設の維持管理	75.0 / 100.0	施設サービス	40.0 / 50.0	業務運営体制	30.0 / 50.0
利用者満足度 【最高点2点、最低点-2点】 (自動表示)	総合的評価 (満足度)	施設の評価	1.68 点	総合的評価 (必要度)	2.00 点	
改善点 (不適切な部分及び改善内容等を記述)	・令和4年度までは黒字収支だったが、5年度以降は赤字収支となっているため、財政的に安定した運営が課題である。 ・令和2年度に施設内に入浴設備を整備したが、令和5年5月までは新型コロナウイルス感染症対策のため、以降は人員配置の関係で日常的に活用できていない状況である。しかし、入浴施設としての機能は維持できていることから、福祉避難所における入浴設備として活用を想定している。					
改善手順・期間	令和8年度当初予算では、人員体制及び給付費を見直し収支バランスを改善しているが、運営費用や収支状況を詳細に把握し不足の原因を検証するとともに、法人と連携し具体的な課題と解決策を指定管理者公募までに検討する。 入浴施設については、福祉避難所としての活用を想定し、いつでも使用できるよう常時点検しておく。					

施設の管理運営に関するチェック項目

評価対象	配点	評価の視点・項目	確認方法	評価	点数 (自動計算)
施設の維持管理内容	協定遵守	20 ・協定に定めた業務が、適正な水準で確実に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	15.00 / 20.0
	法令等遵守	10 ・法令等の改正への対応や通知等の取り扱いが適切か ・法令等遵守に関するマニュアル等が整備されているか ・法令等遵守のための職員研修が計画的に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	個人情報の保護	5 ・法令等に基づき、個人情報の取り扱いが適切か ・個人情報保護に関するマニュアル等が整備されているか ・個人情報保護のための職員研修が計画的に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	公金処理	10 ・定められた料金を適正に収受しているか ・利用料金の還付や減免処理など適切に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	利用許可	5 ・利用許可又は不許可は適切に行われているか ・利用者から利用許可に関する苦情等がないか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	安全管理	15 ・安全管理のための行動計画やマニュアル等が整備されているか ・それらに沿った安全対策が適切に実施されているか ・防災訓練等が計画的に実施されているか ・業務従事者に対する、安全教育が適切に実施されているか ・職員不在時の警備体制や鍵の管理が適切か 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	衛生管理	15 ・衛生管理に向けた行動計画やマニュアル等が整備されているか ・それらに沿った衛生管理が適切に実施されているか ・衛生管理の責任者が明確で、衛生管理に必要な人員、有資格者などが適正に配置されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	美化清掃	10 ・整理整頓・清掃がなされ、美観を損なっていないか ・施設、設備、備品等の保守点検業務は適切に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	現地視察	A	7.50 / 10.0
施設サービス内容	環境配慮	10 ・公害防止、省エネへの取組が積極的に実施されているか ・廃棄物処理が適正に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	利用者範囲	5 ・事業の目的と比較して、利用者の範囲は適切か ・広範で適切な広報活動を実施しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	サービス内容	15 ・利用者数を増加させるための努力が実施されているか ・行政が直営する場合と比べて、サービス内容の拡大などサービスの質を高める工夫があるか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
施設サービス内容	職員育成	10 ・職員の研修体制が整備されているか ・職員は、業務に即した資格や専門知識を有しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0

施設サービス内容	ニーズの把握・活用	10	・ 利用者の意見や要望が、アンケート等で把握されているか ・ アンケートや住民等の苦情を、業務改善に役立てているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 利用者またはその保護者にアンケート調査を毎年度行い、利用者等の意見を把握している。また、保護者会も行っており、家族からの要望にもできるだけ応えられるよう努めている。	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
	地域協働	10	・ 地域の社会活動へ参加しているか ・ 地域に貢献する事業を実施しているか ・ 地元からの雇用、物資調達等を積極的に実施しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
実施体制等	実施体制	10	・ 統括責任者が明確で、責任の所在が明らかであるか ・ 業務遂行上に必要な職員数が配置されているか ・ 経理などの各種帳簿が作成され、適切に保管されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	市との連絡	10	・ 年次(期別・月次)報告等の報告が、市に適切に提出されているか ・ 代表者の変更など重要事項の変更の届出が実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	緊急時対応	5	・ 緊急時の連絡体制、初動体制が整備されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	再委託	5	・ 指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか ・ 再委託する場合に適切な届出が実施されているか ・ 再委託先から業務報告を受けるなど、再委託先の管理は適切か 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	経営状況	10	・ 直近の財務諸表等が提出され、財務状況に不安はないか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 令和7年度決算において、当期末支払資金残高がマイナスになっており、資金繰りは余裕がない。	書類・ヒアリング	C	2.50 / 10.0
	収支妥当性	10	・ 収支精算が妥当で、業務改善や経費削減の工夫があるか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 令和8年度当初予算では、人員体制及び給付費を見直し、収支バランスを改善した。	書類・ヒアリング	B	5.00 / 10.0
合計		200 点満点(「該当なし」がない場合) ※小数点第二位四捨五入				145.0 / 200.0
所見		本施設では、利用者満足度向上のため、利用者や保護者の声を積極的に収集し活用している。具体的には、定期的に開催される保護者会で意見・要望を吸い上げるほか、毎年実施しているアンケートにより利用者満足度や改善点を把握している。これらで得られた意見は業務改善に活用しており、サービス内容の見直しや環境改善につなげている。				

次頁チェック項目の評価(S・A・B・C)の意味

- S** 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準より効率的・効果的に実施されており、高く評価できる。
- A** 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準どおりに実施されている。
- B** 概ね適切に実施されている。一部に不適切な部分を確認されたが、現在改善中あるいは既に改善済である。
- C** 不適切な部分を確認されたため改善を指示したが、未対応あるいは改善の見込みがない。

指定管理業務進捗管理

1. 業務概要

指定管理業務	生活介護、就労継続支援B型、特定相談支援、障害児相談支援等
目的	市内の身体障がい者、知的障がい者等に対し、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、もって日常生活又は社会生活における自立を促進するとともに、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。
対象	市民(障害福祉サービス受給者証交付者)
手段	生活介護:食事、排せつ等の日常生活上の支援、健康管理、創作活動、生産活動、生活能力の維持・向上に向けた支援を行う。◆就労継続支援B型:生産活動その他の活動の機会を提供し、作業能力や就労習慣の向上、社会参加の促進、工賃向上に向けた支援を行う。◆相談支援:利用者及び家族からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス利用に係る計画作成、モニタリング、関係機関との連絡調整を行う。
期待される成果	生活介護:日常生活能力の向上、自立支援、社会参加の促進、心身の健康維持、家族の負担軽減等 ◆就労継続支援B型:社会参加の機会獲得、生活リズムの確立や業務スキルの習得◆特定相談支援、障害児相談支援:個々のニーズに合わせた支援計画を作成し、適切なサービスの利用を支援することで、本人の成長や自立に向けたサポートが実現しやすくなる

2. 成果の状況(アウトプット、アウトカム)

	指標名	単位	目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動 指標①	生活介護及び就労継続支援B型の利用率	%	95	95	95	95	95	95
				92.3	94.0	93.0	85.3	88.0
活動 指標②	保護者会の開催回数	回	12	12	12	12	12	12
				4	10	12	12	12
成果 指標①	利用者・家族満足度	%	95	95	95	95	95	95
				96	100	95	99	95
成果 指標②	生活の安定に資する 利用継続率	%	95	95	95	95	95	95
				92.3	100	95.2	90.2	92.7
上記指標 に表れない 成果等								

3. 担当課所見

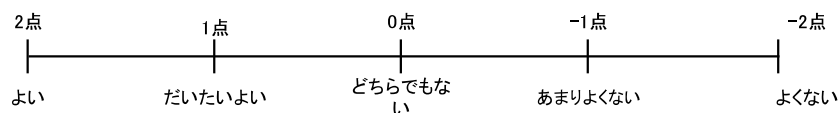
担当課評価	障がい者支援センターは、生活介護、就労継続支援B型及び相談支援を通じて、重度障がい者等の地域生活を支える役割を担っている。利用者の状況や意向に応じた支援が行われており、生活の安定、社会参加の促進、家族負担の軽減に寄与している。今後も、利用者ニーズの多様化や高齢化を踏まえ、利用率や継続率の向上を図る必要がある。
-------	---

利用者満足度(利用者アンケートより)

サンプル数: 29

■総合的評価(満足度)

①【施設の評価】満足度総合評価: 1.68 点

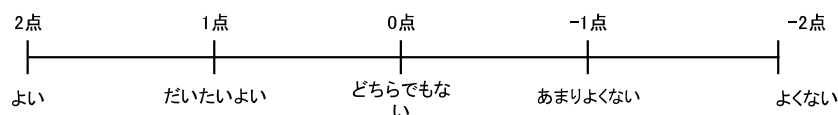


	アンケート結果より				
	①	②	③	合計(a)	
① 施設の中は清潔に保たれ、整理整頓されていますか	22	18	17	57	(71%)
施設の外(敷地内)は清潔に保たれ、草木の選定や掃除等は行き届いていますか	4	10	8	22	(28%)
② 事業所の設備や備品は充実していますか	0	0	0	0	(0%)
	0	0	0	0	(0%)
	1	0	0	1	(1%)
	2	1	4	7	
有効回答数合計(※無回答を除いた数)	27	28	25	80	

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= (57 \times 2\text{点} + 22 \times 1\text{点} + 0 \times 0\text{点} + 0 \times -1\text{点} + 1 \times -2\text{点}) \div 80 \\
 &= \underline{\underline{1.68}}
 \end{aligned}$$

②【サービスの評価】満足度総合評価: 1.74 点

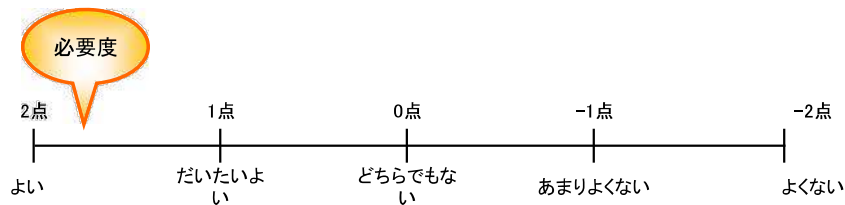


		アンケート結果より						
		①	②	③	④	⑤	合計 (a)	
①	職員は優しく丁寧に接してくれますか	22	22	22	20	21	107	(79%)
②	日々のご様子や支援状況の共有を図るために、職員から適宜情報を伝えてくれますか	5	7	5	4	1	22	(16%)
		1	0	0	1	3	5	(4%)
③	生活面(食事、排泄、更衣、整理整頓、健康管理、コミュニケーション等)の支援について、安心して職員にお願いすることができますか。	0	0	0	0	1	1	(1%)
		0	0	0	0	0	0	(0%)
④	季節の行事(七夕会・クリスマス会・忘年会等)はどうでしたか	1	0	2	4	3	10	
⑤	昼食の料金はどうか	28	29	27	25	26	135	

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= (107 \times 2\text{点} + 22 \times 1\text{点} + 5 \times 0\text{点} + 1 \times -1\text{点} + 0 \times -2\text{点}) \div 135 \\
 &= \underline{\underline{1.74}}
 \end{aligned}$$

■総合的評価(必要度): 2.00 点



この施設はあなたにとって必要な施設ですか

	アンケート 結果より 人数 (a)	
はい(2点)	28	(100%)
まあまあ1点)	0	(0%)
どちらでもない(0点)	0	(0%)
そうでもない(-1点)	0	(0%)
いいえ(-2点)	0	(0%)
わからない(点数なし)	1	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	28	

※必要度

= (a) × 各項目の点数 ÷ 有効回答数

= (28 × 2点 + 0 × 1点 + 0 × 0点 + 0 × -1点 + 0 × -2点) ÷ 28

= 2.00

利用者アンケート集計結果（サンプル）

施設名（ **大野城市障がい者支援センター** ）

【調査の概要】

1. 期間
2. 対象

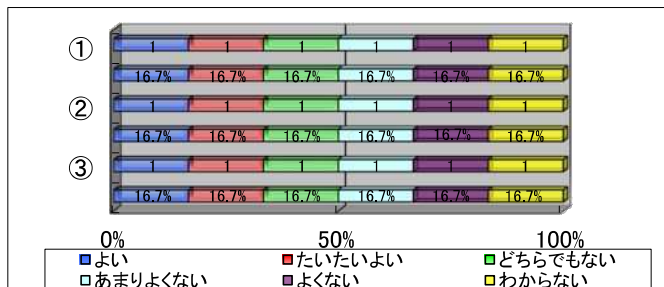
令和7年7月10日～8月12日
令和6年度施設利用者またはその保護者

1. 施設・サービスの満足度をお尋ねします。（それぞれ、○を1つ付けてください。）

施設の評価

- ①施設の中は清潔に保たれ、整理整頓されていますか
- ②施設の外（敷地内）は清潔に保たれ、草木の選定や掃除等は行き届いていますか
- ③事業所の設備や備品は充実していますか

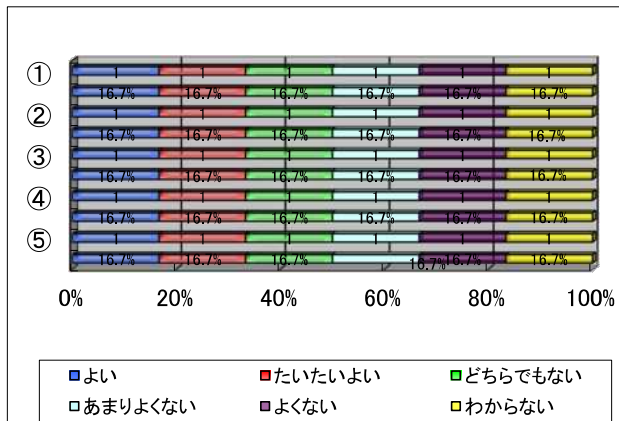
	よい	たいたい よい	どちら でもない	あまり よくない	よくない	わからない
①	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
②	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
③	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%



サービスの評価

- ①職員は優しく丁寧に接してくれますか
- ②日々のご様子や支援状況の共有を図るために、職員から適宜情報を伝えてくれますか
- ③生活面（食事、排泄、更衣、整理整頓、健康管理、コミュニケーション等）の支援について、安心して職員にお願いすることができますか。について、安心して職員にお願いすることができますか。
- ④季節の行事（七夕会・クリスマス会・忘年会等）はどうでしたかか
- ⑤昼食の料金はどうか

	よい	たいたい よい	どちら でもない	あまり よくない	よくない	わからない
①	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
②	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
③	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
④	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
⑤	1	1	1	1	1	1
	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%

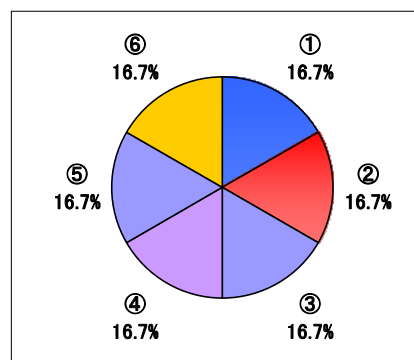


2. 施設・サービスの必要度をお尋ねします。（○を1つ付けて下さい。）

この施設はあなたにとって必要な施設ですか

- ①はい
- ②まあまあ
- ③どちらでもない
- ④そうでもない
- ⑤いいえ
- ⑥わからない

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	1	1	1	1	1	1	6
%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	100.0%



利用者アンケート 意見・要望（サンプル）

その他

1 日頃より寄り添った支援をしていただき感謝しております。課題は山積みですが、今後共よろしくお願い致します。

週1回の通所ではありますが、色々な催しがあるたびにお声かけ下さり参加させて頂いています。楽しく過ごせている姿を写真等で見せて頂きありがとうございます。送迎、大変ではありますが、本人、私たちも安心して過ごせる事に感謝しています。

3 毎日楽しく通所していて遅れて連れて行った時も皆さん笑顔で迎えてくださるので、本人も嬉しそうな顔を見ると、安心してお任せする事ができます。いつもありがとうございます。

4 泊まれるようにしてほしい。

5 とっても楽しみにしています。家族も安心して送り出せています。感謝しております。

6 我が子が元気に楽しく過ごしてくれるのがいちばん。将来の生活設定を考える事は今の状態が(人との接し方やふれあい方)上手くいくことで、生活の安定となると思うので、今は元気に楽しく過ごしてほしいです。

7 本人の体調を見ながらの利用であるが、概ね「まどか・ゆいばる」に行くことは喜んでいきます。行けば楽しい、嬉しいです。「まどか・ゆいばる」で過ごすことは将来の社会生活への力になると思います。

8 こども達の気持ちに寄り添って、色々な面で配慮して頂いていると、とても感謝しています。職員の方、お一人お一人もとても暖かく接して頂きありがたいです。今後ともよろしくお願い致します。

いつも様々な活動や行事を用意して下さい、新しい体験や楽しい時間を持つことができています。本人が張り切つて通所する姿を見てとても嬉しく思っています。日々の様子も伝えて頂き嬉しい事も課題も共有することができており、いつも安心して送り出しています。親子共に大切な居場所です。

10 安心して送り出して帰宅時の顔を見るとその日の事が分かります。利用できる事を嬉しく思っています。また、本人が一番の居場所として安心できる施設と感じています。

11 行事で以前やっていたようなキッチンカー等がまた来てくれたらいいなと思います。

12 賛否な要望ですが、通所している「ゆいばる」の現在の場所でショートステイができる様になれば、保護者の不安も減り、利用している本人の為にもなると思います。

本人が回答できないので「わからない」が多くなっています。親としては安全で安心できると思っていますが……。外出等、イベントをいろいろ工夫してもらっていて、ありがたいと思いますが、去年の甘木へのお出かけはとても暑い時期で今でなくてももう少し涼しい時期で良いのでは？と思いました。毎日、嬉しそうに通っているのも、これからは、これがずっと続くように願っています。ずっと使われてなかったビニールハウスもちゃんと使ってもらえるようになって良かったと思います。これからはよろしくお願い致します。

14 お世話になってます。段々と体調が悪く休みがちの中、職員の方が快く対応下さり感謝致します。今後共よろしくお願い致します。

【別添4】

事業報告書

記入年月日	令和 8 年 5 月 8 日
報告期間	令和 7 年度

1. 施設の概要

施設名称	大野城市障がい者支援センター	所管課名	すこやか福祉部福祉サービス課
所在地	大野城市上大利五丁目18番8号		
施設目的	身体障がい者、知的障がい者等に対し、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、日常生活又は社会生活における自立を促進するとともに、障がい者の福祉の増進を図るため、大野城市障がい者支援センターを設置する。		
施設概要 (敷地面積等)	構造:鉄骨造1階建て 延床面積:564.75平方メートル 設備:生活介護スペース・就労スペース・相談室・医務室・事務所等		

2. 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人野の花学園	代表者名	白川 祐治
所在地	福岡市中央区天神3丁目14-31		
電話番号	092-717-9987	FAX番号	092-717-9988

3. 指定管理の概要

指定期間	令和 4 年 4 月 2 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日		
開園・館時間	午前8:30～午後5:30	休園・館日	日曜日・祝日・12月29日から1月3日まで
管理体制 (職員数、勤務体制等)	管理者兼サービス管理責任者:1人(正規職員) 生活支援員他:10人(正規職員) 3人(非正規職員) 看護師:2人(正規職員・嘱託職員各1人) 医師:1人(嘱託職員) 相談支援専門員:1人(正規職員)		
管理業務の内容	①生活介護事業に関する業務 ②就労継続支援B型事業に関する業務 ③特定相談支援事業(障がい児を含む)に関する業務 ④利用料金に関する業務 ⑤施設の維持管理及び修繕(原型を変ずる修繕を除く)に関する業務 ⑥その他設置の目的を達成するために必要な業務		
再委託の有無	☒ あり ☐ なし	再委託先の業務名	機械警備・自動扉保守点検業務

4. 施設の利用状況

利用人数	42 人
利用者内訳	身体・知的重複障がい者 7人 身体障がい者 7人 知的障がい者 27人 精神障がい者 1人

5. 収支状況

指定管理者 の収入	総額	90,506 千円	(内訳)	就労支援事業収入	2,801 千円
				障がい福祉サービス等事業収入	87,202 千円
				受取利息配当金収入	36 千円
				その他収入	467 千円
指定管理者 の支出	総額	105,326 千円	(内訳)	人件費	84,148 千円
				事業費	12,923 千円
				事務費	4,909 千円
				就労支援事業支出	2,839 千円
				その他の支出	473 千円
				拠点区分間繰入金支出	34 千円
当期純利益	-14,820 千円	前期繰越損益	5,282 千円	当期末処理損益	-9,538 千円

6. 市民や利用者の満足度の把握状況

アンケート実施の有無	☒ 実施した ☐ 実施せず	アンケート実施時期	令和7年7月10日～8月12日
アンケート の内容及 び結果	令和6年度 サービス等に関するアンケート調査を実施した。※毎年実施 ◆調査対象 令和6年度に施設を利用された利用者及び保護者 全38世帯 ◆調査項目 サービス内容、施設行事内容、昼食内容、施設や職員の対応他 ◆回答数 29(無回答9) ◆集計結果 別紙参照(サービス等に関するアンケート調査 集計結果報告書)		

7. 法令等遵守、個人情報保護に関する取組状況

法令等遵守に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☐ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
個人情報保護に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☐ 職員に対する研修あり ☐ 特になし

8. 施設管理に関する取組状況

施設管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	
・機械警備、消防設備保守、空調機保守等を業者へ委託している。	

9. 防犯、防災、危機管理に関する取組状況

防犯、防災、危機管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	
・災害等に素早く対応できるように避難訓練や消防訓練を実施している。	

10. 衛生管理に関する取組状況

衛生管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☐ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	
・館内、敷地内の清掃を、朝礼後と活動終了後に実施している。 ・年1回館内フロアのワックス掛けを業者へ委託している。 ・植木を整備(消毒・剪定)している。(職員にて)	

11. 職員の育成・研修の実施状況

・法人内研修への参加(年に1回以上参加) ・毎月の自事業所内研修(月に1回程度)を実施している。 ・その他、各関係機関団体主催の研修(施設団体連絡協議会・自立支援協議会・県社会福祉協議会主催等)に参加している。	
---	--

12. 施設の利用促進に関する実施状況

- ・特別支援学校からの現場実習を受け入れている。
- ・施設見学を受け入れている。
- ・体験利用を受け入れている。
- ・法人広報誌による、活動報告等(年6回)を実施している。

13. 地域協働に関する取組状況

- ・秋まつりを開催(コロナ禍では、規模を縮小して開催)している。
- ・ボランティアを受け入れ(市内ボランティア団体・地元公民館サークル団体・大学生等)ている。
- ・市内中学校の職場体験を受け入れている。
- ・地域住民よりアルミ缶を回収している。
- ・地域行事(いこいの森ロードレース大会・まどかフェスティバル・ふくしフェスティバル・みんなのチャレンジアート展・翔んでふれあって・ふれあいの旅等)へ参加している。
- ・生産品を地域の関係機関(こころのショップ・公民館・市社会福祉協議会等)を経由して販売している。

14. 環境への配慮に関する取組状況

- ・タブレット、テレビモニター等を会議時に活用、ケース記録や資料はデータ管理し、ペーパーレス化している。
- ・節電、節水に配慮し、小まめな切り替えを行う。
- ・印刷物の裏紙はメモ等に使用し、処分時はシュレッダー後に古紙回収へ搬出している。
- ・アルミ缶、スチール缶は業者へ回収を依頼している。

15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策

- ・ビニールハウスにて、きのこ栽培(現在は、試作・実験段階)を開始している。
- ・同居する家族の入院や逝去に伴い、急遽住まいの場を探すケースあり。親なき後を見据えた、利用者や家族への情報提供や、短期入所等で自宅以外で過ごす体験の推奨等をすすめていく。
- ・玄関の入口の屋根部分からの雨漏れや、駐車場のフェンス破損や館内電器のLDLなど施設老朽化に伴う修繕が必要である箇所が多い。

16. 指定管理事業実施状況(報告期間年度分)【※枠が足りない場合は、適宜追加してください。】

事業名	生活介護事業	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	令和8年4月1日	実施回数		
対象人数	定員 20人	参加人数	利用契約者数 30人	
事業費計	81,167,298 円	うち事業者負担	80,104,698 円	うち参加者負担 1,062,600 円
事業内容	・食事、排せつ、口腔ケア、更衣等の日常的な生活に関する支援 ・検温、血圧測定等のバイタルチェック ・日常的な生活に関する相談や助言 ・生産活動(軽作業:袋詰め・ネジ作業等 / 生産品:名刺及びカレンダー・革製品、羊毛フェルト製品) - きのこ(椎茸・きくらげ) ・その他の活動(創作、余暇活動:ウォーキング・季節行事・レクリエーション・壁面制作等)			

事業名	就労継続支援B型	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	令和8年4月1日	実施回数		
対象人数	定員 10人	参加人数	利用契約者数 11人	
事業費計	18,555,484 円	うち事業者負担	17,946,094 円	うち参加者負担 609,390 円
事業内容	・食事、排せつ、口腔ケア、更衣等の日常的な生活に関する支援 ・検温、血圧測定等のバイタルチェック ・日常的な生活に関する相談や助言 ・生産活動(軽作業:袋詰め・ネジ作業等 ・その他の活動(創作、余暇活動:ウォーキング・季節行事・レクリエーション・壁面制作等)			

事業名	特定相談	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	令和8年4月1日	実施回数		
対象人数		参加人数	利用契約者数 111人	
事業費計	5,603,267 円	うち事業者負担	5,603,267 円	うち参加者負担 0 円

事業内容	・障がい者(児)の抱える課題の相談やサービス調整、情報提供 ・サービス事業所等の関係機関との連絡調整 ・適切な障がい福祉サービス利用に向け、サービス等利用計画を作成 ・一定期間ごとにサービス等利用計画のモニタリングを実施
------	---

17. 自主事業実施状況

事業名	夏のお楽しみ会	参加人数	利用者39人・ボランティア4人
実施時期	令和7年7月12日	実施回数	1回

事業内容	・事業所にて水生ペンでにじみ絵を描いて、にじみ絵アイスクリームを作製。 ・レクでは、ボール渡しゲームを行う。 ・おやつタイムでは、ゼリーとフィンランシェ、ジュースの飲食を行う。 ・『ききょうの会(地域ボランティアグループ)』にご協力いただく(レクと製作物の補助役)。
------	--

事業名	納涼会	参加人数	利用者33人
実施時期	令和7年8月9日	実施回数	1回

事業内容	・『ロイヤルチェスター福岡 2階』にて、コース料理の食事を摂る。 ・昼食後、カラオケで歌いたい曲を歌う。 ・ゲストに大野ジョーくん・まどかちゃんを迎え一緒にダンスと写真撮影を行う。
------	--

事業名	まどか・ゆいばる秋まつり	参加人数	利用者27人
実施時期	令和7年10月18日	実施回数	1回

事業内容	・事業所にて、外注弁当、『チキンナゲッツ』を招きライブを実施する。 ・レクの抽選会を行っている。 ・昼食後、『チキンナゲッツ』のコンサート実施。 ・おやつスイーツbuffetを食べている。
------	---

事業名	冬のお楽しみ会	参加人数	利用者31人・ボランティア25人
実施時期	令和7年12月20日	実施回数	1回

事業内容	・事業所にて、レクの魚釣り大会を実施。絵に描いた魚を磁石で釣り上げている。 ・昼食後、クイズ大会を行う。 ・『上大利翔劇団(地域ボランティアグループ)』にて、観劇会の実施。観劇会終了後、サンタクロースからプレゼントをいただく。
------	---

事業名	一日外出	参加人数	利用者35人
実施時期	令和7年1月13日から随時実施	実施回数	6回

事業内容	・『ヤクルト工場』へ行き、工場見学を行う。 ・『カミリーヤ筑紫野』へ移動し、昼食。 ・かえる寺等、グループ毎にドライブに出かけ、ゆいばるへ戻る。
------	--

事業名	立春お楽しみ会	参加人数	利用者38人
実施時期	令和7年3月14日	実施回数	1回

事業内容	・事業所にて、プロジェクターを使い紅白歌合戦をイメージして2組に分かれてカラオケ大会を実施。 ・カラオケ後、おやつを食べる。
------	---

18. 収支明細書

令和 7 年度

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
就労支援事業収入	3,340,000	△ 506,000	2,834,000	2,801,041	32,959	就労収入
障害福祉サービス等事業収入	93,995,000	△ 7,572,000	86,423,000	87,202,322	△ 779,322	
介護給付費収入	67,631,000	△ 10,272,000	57,359,000	57,753,344	△ 394,344	生活介護支援費収入 ※(B)は過誤請求に伴うため
訓練等給付費収入	19,053,000	2,255,000	21,308,000	21,716,796	△ 408,796	就労継続支援B型支援費収入
計画相談支援給付費収入	4,074,000	17,000	4,091,000	4,037,627	53,373	特定相談(障害者)支援費収入
障害児相談支援給付費収入	1,161,000	0	1,161,000	1,008,840	152,160	特定相談(障害児)支援費収入
特定費用収入	1,793,000	△ 155,000	1,638,000	1,671,990	△ 33,990	利用者弁当収入
補助金事業収入(公費)	283,000	583,000	866,000	1,013,725	△ 147,725	福岡県障がい福祉サービス事業所 勤務環境改善促進費補助金 R6年12月分
受取利息配当金収入	8,000	30,000	38,000	36,252	1,748	
その他収入	515,000	△ 54,000	461,000	466,567	△ 5,567	システム利用料手数料収入 等
収入合計	97,858,000	△ 8,102,000	89,756,000	90,506,182	△ 750,182	

支出の部

(円)

科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人 件 費	常勤職員	67,880,000	483,000	68,363,000	67,612,809	750,191	
	非常勤職員	3,690,000	△ 711,000	2,979,000	2,992,964	△ 13,964	
	その他	13,227,000	327,000	13,554,000	13,542,548	11,452	退職共済掛金・社会保険料・労働保険料
事 業 費	給食費	3,909,000	△ 324,000	3,585,000	3,642,071	△ 57,071	利用者弁当
	保健衛生費	348,000	△ 16,000	332,000	330,507	1,493	嘱託歯科医報酬等
	教養娯楽費	1,093,000	△ 225,000	868,000	853,047	14,953	
	水道光熱費	1,711,000	204,000	1,915,000	1,902,431	12,569	ガス・水道・電気
	消耗器具備品費	577,000	△ 6,000	571,000	579,724	△ 8,724	備品
	保険料	369,000	310,000	679,000	678,380	620	自動車保険等
	賃借料	2,679,000	231,000	2,910,000	2,904,044	5,956	公用車リース料等
	教育指導費	159,000	△ 6,000	153,000	151,800	1,200	絵画教室講師謝金
	車輛費	2,093,000	△ 171,000	1,922,000	1,875,527	46,473	ガソリン・自動車整備
	雑支出	0	6,000	6,000	5,200	800	過年度修正

事務費	福利厚生費	554,000	65,000	619,000	576,358	42,642	余暇活動
	職員被服費	69,000	2,000	71,000	69,835	1,165	職員制服
	旅費交通費	110,000	58,000	168,000	173,740	△ 5,740	都市高速代等
	研修研究費	577,000	53,000	630,000	637,197	△ 7,197	職員研修
	事務消耗品費	694,000	△ 86,000	608,000	661,798	△ 53,798	備品
	印刷製本費	1,000	33,000	34,000	37,236	△ 3,236	本部経費負担分
	水道光熱費	0	20,000	20,000	18,266	1,734	本部経費負担分
	修繕費	293,000	△ 264,000	29,000	27,493	1,507	誘導灯電池取替
	通信運搬費	505,000	△ 65,000	440,000	433,817	6,183	携帯電話利用料等
	会議費	5,000	23,000	28,000	26,278	1,722	お茶
	広報費	0	3,000	3,000	1,290	1,710	本部経費負担分
	業務委託費	347,000	120,000	467,000	485,616	△ 18,616	ALSOK等
	手数料	215,000	23,000	238,000	238,292	△ 292	銀行手数料
	保険料	0	18,000	18,000	16,169	1,831	本部経費負担分
	賃借料	0	105,000	105,000	110,976	△ 5,976	本部経費負担分
	土地・建物賃借料	0	326,000	326,000	324,079	1,921	本部経費負担分
	租税公課	38,000	451,000	489,000	487,931	1,069	収入印紙・本部経費負担分
	保守料	509,000	△ 27,000	482,000	464,067	17,933	コピー
	渉外費	93,000	61,000	154,000	89,333	64,667	贈答品
	諸会費	3,000	6,000	9,000	7,521	1,479	本部経費負担分
	車両費	0	26,000	26,000	22,126	3,874	本部経費負担分
就労支援事業支出		3,340,000	△ 506,000	2,834,000	2,839,241	△ 5,241	利用者工賃・材料等
その他の支出		492,000	△ 8,000	484,000	472,990	11,010	職員弁当等
拠点区分間繰入金支出		15,000	19,000	34,000	33,348	652	法人システムリース
支出合計		105,595,000	558,000	106,153,000	105,326,049	826,951	
差引		△ 7,737,000	△ 8,660,000	△ 16,397,000	△ 14,819,867	△ 1,577,133	

試算表<収支>

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

*
(単位：円)

勘定科目	予 算	前月末累計	当 月 取 引		残 高 (累 計)	予算残額
			借 方	貸 方		
事業活動による収支						
収入						
運営支援事業収入	2,834,000			2,801,041	2,801,041	32,959
製造製品事業収入	1,268,000			1,215,655	1,215,655	52,345
仕入商品事業収入	66,000			66,330	66,330	△330
受託加工事業収入	1,343,000			1,361,856	1,361,856	△18,856
受託事業収入	157,000			157,200	157,200	△200
障害福祉サービス等事業収入	86,423,000			87,202,322	87,202,322	△779,322
自立支援給付費収入	82,758,000			83,507,787	83,507,787	△749,787
障害児施設給付費収入	1,161,000			1,008,840	1,008,840	152,160
特定費用収入	1,633,000			1,671,990	1,671,990	△38,990
その他の事業収入	896,000			1,013,725	1,013,725	△117,725
受取利息配当金収入	33,000			33,252	33,252	1,748
受取利息配当金収入	38,000			38,252	38,252	1,748
その他の収入	461,000			466,567	466,567	△5,567
利用者等外給食費収入	299,000			292,090	292,090	6,910
雑収入	162,000			174,477	174,477	△12,477
事業活動収入計 (1)	89,756,000			90,506,182	90,506,182	△750,182
支出						
人件費支出	84,896,000		84,401,812	233,491	84,148,321	747,679
職員給料支出	53,226,000		53,334,496	253,491	53,086,005	139,995
職員賞与支出	15,137,000		14,526,804		14,526,804	510,196
非常勤職員給与支出	2,979,000		2,992,964		2,992,964	△13,964
退職給付支出	2,102,000		2,098,285		2,098,285	3,715
法定福利費支出	11,452,000		11,444,263		11,444,263	7,737
事業費支出	12,841,000		12,922,731		12,922,731	18,269
給食費支出	3,585,000		3,642,071		3,642,071	△57,071
保健衛生費支出	332,000		330,507		330,507	1,493
教養娯楽費支出	868,000		853,047		853,047	14,953
水道光熱費支出	1,915,000		1,902,431		1,902,431	12,569
消耗器具備品費支出	571,300		579,724		579,724	△8,724
保険料支出	579,000		578,380		578,380	620
賃借料支出	2,910,000		2,904,044		2,904,044	5,956
教育指導費支出	163,000		151,300		151,300	1,200
車両費支出	1,922,000		1,875,527		1,875,527	46,473
雑支出	6,000		5,200		5,200	800
事務費支出	4,964,000		4,809,418		4,909,418	54,582
福利厚生費支出	613,000		576,358		576,358	42,642
職員被服費支出	71,000		69,835		69,835	1,165
旅費交通費支出	168,000		173,740		173,740	△5,740
研修研究費支出	630,000		657,197		657,197	△27,197
事務消耗品費支出	606,000		661,798		661,798	△53,798
印刷製本費支出	34,000		37,235		37,235	△3,235
水道光熱費支出	20,000		18,266		18,266	1,734
修繕費支出	29,330		27,493		27,493	1,837
通信運搬費支出	440,000		433,817		433,817	6,183
会議費支出	28,000		26,278		26,278	1,722
広報費支出	3,000		1,290		1,290	1,710
業務委託費支出	467,000		485,616		485,616	△18,616
手数料支出	238,000		238,292		238,292	△292

試算表<収支>

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

*
(単位:円)

勘定科目	予算	前月末累計	当 月 取 引		残 高 (累計)	予算残高
			借 方	貸 方		
保険料支出	18,090		18,169		18,169	1,831
賃借料支出	103,630		110,976		110,976	△5,976
土地・建物賃借料支出	326,000		324,079		324,079	1,921
租税公課支出	489,600		487,931		487,931	1,669
保守料支出	462,060		464,067		464,067	17,039
渉外費支出	154,000		89,333		89,333	64,667
諸会費支出	9,000		7,521		7,521	1,479
車両費支出	26,000		22,126		22,126	3,874
就労支援事業支出	2,834,000		2,839,241		2,839,241	△5,241
就労支援事業販売原価支出	2,834,000		2,839,241		2,839,241	△5,241
その他の支出	484,000		472,990		472,990	11,010
利用者等外給食費支出	484,000		472,750		472,750	11,250
雑支出			240		240	△240
事業活動支出計 (2)	103,119,000		103,546,192	254,491	106,298,761	326,299
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△13,863,039		△14,786,519		△14,786,519	△1,576,481
施設整備等による収支						
収入						
施設整備等収入計 (4)						
支出						
施設整備等支出計 (5)						
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
その他の活動による収支						
収入						
その他の活動収入計(7)						
支出						
拠点区分間繰入金支出	34,009		33,348		33,348	652
拠点区分間繰入金支出	34,009		33,348		33,348	652
その他の活動支出計(8)	34,009		33,348		33,348	652
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△34,003		△33,348		△33,348	△652
予備費支出 (10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)-(6)+(9)-(10)	△16,397,000		△14,819,867		△14,819,867	△1,577,133
前期末支払資金残高(12)	6,282,300	5,281,613			5,281,613	367
当期末支払資金残高(11)+(12)	△11,115,300	5,281,613	△14,819,867		△9,538,254	△1,576,746

事業活動計算書

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

*

(単位：円)

勘定科目	前 月 残 高	当 月 取 引		残 高 (累 計)
		借 方	貸 方	
<事業活動計算書>				
サービス活動増減の部				
収益				
就労支援事業収益			2,801,041	2,801,041
製造製品事業収益			1,215,655	1,215,655
製造製品事業収益			1,215,655	1,215,655
印刷			259,400	259,400
印刷(内部取引)			118,090	118,090
その他の製造製品(内部取引)			1,000	1,000
その他の製造製品			837,255	837,255
仕入商品事業収益			66,330	66,330
仕入商品事業収益			66,330	66,330
その他の仕入商品			66,330	66,330
受託加工事業収益			1,361,856	1,361,856
受託加工事業収益			1,361,856	1,361,856
小林産業			31,173	31,173
ジャパンシーアーズ			670,560	670,560
その他の受託加工			660,123	660,123
受託事業収益			157,200	157,200
受託事業収益			157,200	157,200
その他の受託事業			157,200	157,200
障害福祉サービス等事業収益			87,302,322	87,302,322
自立支援給付費収益			83,507,767	83,507,767
介護給付費収益			57,753,344	57,753,344
訓練等給付費収益			21,716,796	21,716,796
計画相談支援給付費収益			4,037,627	4,037,627
障害児施設給付費収益			1,008,840	1,008,840
障害児相談支援給付費収益			1,008,840	1,008,840
特定費用収益			1,671,990	1,671,990
その他の事業収益			1,013,725	1,013,725
補助金事業収益(公費)			1,013,725	1,013,725
サービス活動収支計 (1)			90,003,363	90,003,363
費用				
人件費		84,686,833	253,491	84,433,341
職員給料		53,339,496	253,491	53,066,005
職員俸給		40,804,530	198,266	40,606,264
職員諸手当		12,534,966	55,225	12,479,741
管理職手当		710,866		710,866
扶養手当		1,207,477		1,207,477
通勤手当		1,192,378	4,733	1,098,245
住居手当		1,152,828		1,152,828
超過勤務手当		1,623,974		1,623,974
食事手当		72,831		72,831
資格手当		2,323,641	81,482	2,303,349
資格支援手当		1,008,669		1,008,669
奨励手当		12,000		12,000
福祉事務手当		13,904		13,904
准職手当		108,000		108,000
位階手当		3,181,598	19,000	3,162,598
職員費与		11,950,157		11,950,157

事業活動計算書

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

*

(単位:円)

勘定科目	前 月 残 高	当 月 取 引		残 高 (累 計)
		借 方	貸 方	
期末手当		5,666,137		5,666,137
処遇改善一時金		6,284,020		6,284,020
賞与引当金繰入		2,861,567		2,861,567
非常勤職員給与		2,992,964		2,992,964
賃金		2,582,748		2,582,748
通勤手当		200,042		200,042
連職手当		37,197		37,197
笑顔手当		172,877		172,877
退職給付費用		2,098,285		2,098,285
法定福利費		11,444,283		11,444,283
社会保険料		10,608,280		10,608,280
労働保険料		836,983		836,983
事業費		12,922,781		12,922,781
給食費		3,642,071		3,642,071
給水費		3,642,071		3,642,071
保健衛生費		330,507		330,507
教養娯楽費		353,047		353,047
水道光熱費		1,992,431		1,992,431
消耗器具備品費		579,724		579,724
消耗品費		541,078		541,078
器具什器		37,746		37,746
保険料		678,380		678,380
賃借料		2,904,044		2,904,044
教育指導費		151,800		151,800
車輦費		1,875,527		1,875,527
ガソリン		1,423,893		1,423,893
その他車検費等		451,634		451,634
雑費		5,200		5,200
事務費		4,909,418		4,909,418
福利厚生費		576,358		576,358
職員被服費		69,835		69,835
旅費交通費		173,740		173,740
研修研究費		637,197		637,197
事務消耗品費		661,798		661,798
消耗品費		252,225		252,225
器具什器		409,572		409,572
印刷製本費		37,238		37,238
水道光熱費		18,265		18,265
修繕費		27,493		27,493
通信運搬費		433,817		433,817
会議費		26,278		26,278
広報費		1,290		1,290
業務委託費		485,616		485,616
業務委託費		485,616		485,616
手数料		238,292		238,292
保険料		16,169		16,169
賃借料		110,576		110,576
土地・建物賃借料		324,079		324,079
租税公課		487,951		487,951
保守料		464,067		464,067

事業活動計算書

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

※
(単位：円)

勘定科目	前 月 残 高	当 上 取 引		残 高 (累 計)
		借 方	貸 方	
渉外費		89,333		89,333
渉外費		50,778		50,778
渉外費(内部取引)		38,555		38,555
諸会費		7,521		7,521
車両費		22,126		22,126
就労支援事業費用		2,839,241		2,839,241
就労支援事業販売原価		2,839,241		2,839,241
当期就労支援事業製造原価		2,839,241		2,839,241
当期材料仕入高		374,680		374,680
当期材料仕入高(内部取引)		56,040		56,040
利用者工資		2,365,427		2,365,427
燃料費		1,033		1,033
通信運搬費		600		600
雑費		23,451		23,451
減価償却費		159,589		159,589
減価償却費		159,589		159,589
国庫補助金等特別積立金取崩額			98,314	△98,314
国庫補助金等特別積立金取崩額			98,314	△98,314
サービス活動費用計 (8)		105,517,811	351,005	105,166,006
サービス活動増減差額 (5)=(1)-(2)		△15,162,643		△15,162,643
サービス活動外増減の部				
収益				
受取利息配当金収益			36,252	36,252
受取利息配当金収益			36,252	36,252
その他のサービス活動外収益			466,587	466,587
利用者等外給食費収益			292,090	292,090
雑収益			174,477	174,477
雑収益			174,477	174,477
雑収益			174,477	174,477
サービス活動外収益計 (4)			502,819	502,819
費用				
その他のサービス活動外費用		473,990		473,990
利用者等外給食費		473,750		473,750
雑損失		240		240
雑損失		240		240
雑損失		240		240
サービス活動外費用計 (5)		473,990		473,990
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		29,829		29,829
経常増減差額 (7)=(3)+(6)		△15,132,814		△15,132,814
特別増減の部				
収益				
特別収益計 (8)				
費用				
拠点区分間繰入金費用		33,348		33,348
拠点区分間繰入金費用		33,348		33,348
法人本部(福祉)		33,348		33,348
特別費用計 (9)		33,348		33,348
特別増減差額 (10)=(8)-(9)		△33,348		△33,348
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△15,166,162		△15,166,162
法人税、住民税及び事業税(12)				

事業活動計算書

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

*

(単位：円)

勘定科目	前 月 残 高	当 月 取 引		残 高 (累 計)
		借 方	貸 方	
法人格等調整額 (13)				
当期活動増減差額 (14)=(11)-(12)-(13)		△15,166,162		△15,166,162
繰越活動増減差額の部				
前期繰越活動増減差額 (15)	2,806,081			2,806,081
当期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)	2,806,081	△15,166,162		△12,360,081
基本金取崩額 (17)				
その他の積立金取崩額 (18)				
その他の積立金積立額 (19)				
次期繰越活動増減差額 (20)=(16)+(17)+(18)-(19)	2,806,081	△15,166,162		△12,360,081

貸借対照表

大野城市障がい者支援センター地区
令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日

*

(単位:円)

勘定科目	前 月 残 高	当 月 取 引		残 高 (累 計)
		借 方	貸 方	
<貸借対照表>				
資産の部				
流動資産	38,133,555	324,011,731	304,777,489	55,367,793
現金預金	13,686,185	118,253,183	118,373,312	19,576,023
事業未収金	13,822,614	115,983,332	94,006,719	32,799,227
未収補助金	249,000	243,000	249,000	243,000
貯蔵品	15	1,500	550	965
立替金		189,183	189,183	
前払資産	1,836	14,200	1,836	14,200
支払金	2,363,026	92,827,333	91,956,889	2,734,370
固定資産	477,605		159,589	318,016
その他の固定資産	477,605		159,589	318,016
市販運搬具	2			2
器具及び備品	477,603		159,589	318,014
資産の部合計	38,611,161	324,011,731	304,937,078	55,685,814
負債の部				
流動負債	53,428,580	△5,265,240	29,073,880	67,767,719
事業未払金	2,789,426	△16,936,927	5,046,430	24,791,753
預り金	1,347	28,291	28,901	2,020
拠点区分間借入金	28,061,170	9,085,745	21,136,858	40,112,279
貸与引当金	2,576,647	2,576,647	2,861,667	2,861,667
負債の部合計	33,428,590	△5,265,240	29,073,880	67,767,719
純資産の部				
国庫補助金等特別積立金	275,490	99,314		278,176
国庫補助金等特別債立金	275,490	99,314		278,176
次期繰越活動増減差額(法)	2,805,081		△15,166,162	△12,360,081
(うち当期活動増減差額) (法)			△15,166,162	△15,166,162
純資産の部合計(法)	3,182,571		△15,264,476	△12,081,905
負債及び純資産の部合計(法)	36,611,161		19,074,653	55,685,814

計算書類に対する注記（大野城市障がい者支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 ◇満期保有目的の債券等：移動平均法に基づく原価法
 ◇上記以外の有価証券で時価のあるもの：決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ◇有形固定資産：定額法
 ◇リース資産
 ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 → 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 → リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 ◇退職給付引当金：該当なし
 ◇賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

加入要件を満たす職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 大野城市障がい者支援センター地区拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙③(㉑)）及び拠点区分資金収支明細書（別紙③(㉒)）
 ア 生活介護
 イ 就労継続支援B型
 ウ 指定相談

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(該当なし)	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

(該当なし)	0 円
計	0 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

(該当なし)

0 円

計

0 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	129,600	129,598	2
器具及び備品	1,442,540	1,124,526	318,014
合計	1,572,140	1,254,124	318,016

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	32,799,227	0	32,799,227
合計	32,799,227	0	32,799,227

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
(該当なし)	0	0	0
合計	0	0	0

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

令和8年度 労働条件審査チェックシート

提出日	令和8年5月8日	提出者	佐藤 克也
-----	----------	-----	-------

↓数値のみ入力		↓数値のみ		↓数値のみ	
全従業員数	18人 (内訳：正職員)	18人	パート・アルバイト		その他
業務従事予定者数	0人 (内訳：正職員)		パート・アルバイト		その他

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合) 就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合 推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会 均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用 労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進 法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外

○大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例

平成25年10月25日条例第34号

改正

令和7年12月19日条例第32号

大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 身体障がい者、知的障がい者等に対し、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、日常生活又は社会生活における自立を促進するとともに、障がい者の福祉の増進を図るため、大野城市障がい者支援センター（以下「障がい者支援センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 障がい者支援センターは、大野城市上大利五丁目18番8号に設置する。

(事業)

第3条 障がい者支援センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。
- (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(使用することができる者)

第4条 障がい者支援センターを使用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置に係る者
- (3) その他市長が必要と認める者

(使用許可)

第5条 障がい者支援センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 感染症にかかっているとき。
- (4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号の規定に該当することとなったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 法第29条第1項に規定する特定費用の額として実費に相当する額

2 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(開所時間及び閉所日)

第9条 障がい者支援センターの開所時間は、8時30分から17時までとする。

2 障がい者支援センターの閉所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から8月15日までの日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、開所時間若しくは閉所

日を変更し、又は臨時に閉所日を設けることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、障がい者支援センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に障がい者支援センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 地方自治法第244条の2第9項の規定により、前項の利用料金の額は、第8条第1項に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、市長が必要と認める場合を除くほか、利用料金を減額し、又は免除することができない。

5 第1項の規定により指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び第8条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定により指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合は、前条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項に規定する開所時間若しくは閉所日を変更し、又は臨時に閉所日を設けることができる。

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、障がい者支援センターの管理を行わせるに最適な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画の内容が、市民の公平な使用を確保するものであること。

(2) 事業計画の内容が、障がい者支援センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること及び設置の目的を達

成するために十分な能力を有していること。

(4) その他市長が障がい者支援センターの性質又は目的に応じて定める基準

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 障がい者支援センターの使用許可、使用許可の取消し等に関する業務

(3) 障がい者支援センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕を除く。）に関する業務

(4) 障がい者支援センターの利用料金に関する業務

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、障がい者支援センターの管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は前条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大野城市障がい者きょうどう作業所の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 大野城市障がい者きょうどう作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第18号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の規定による障がい者支援センターの使用申請その他使用のために必要な行

為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

- 5 指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和7年12月19日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成26年 3 月24日規則第 8 号

改正

平成28年12月22日規則第43号

平成29年 5 月25日規則第11号

大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、大野城市障がい者支援センター使用許可申請書（様式第 1 号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第 3 条 市長は、条例第 5 条第 1 項の許可をしたときは、大野城市障がい者支援センター使用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用の廃止)

第 4 条 条例第 7 条に規定する使用者は、大野城市障がい者支援センター（以下「障がい者支援センター」という。）の使用をやめようとするときは、大野城市障がい者支援センター使用廃止届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の申請)

第 5 条 条例第11条第 1 項に規定する申請書は、大野城市障がい者支援センター指定管理者指定申請書（様式第 4 号）とする。

2 条例第11条第 1 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務に係る収支計画
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 条例第11条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- (2) 法人の職員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況が分かるもの
 - (3) 法人の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (指定等の告示)

第6条 条例第11条第3項の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第11条第3項の規定による指定管理者の指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定を取り消した日
- (協定の締結)

第7条 指定管理者として指定された者は、市長と障がい者支援センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の内容に関する事項
 - (2) 指定期間に関する事項
 - (3) 市が支払うべき管理費用に関する事項
 - (4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (5) 管理業務を行うに当たり知り得た個人情報の取扱いに関する事項
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、障がい者支援センターの管理業務に関する事業報告書を、毎年度5月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 障がい者支援センターの管理運営経費等の収支状況
- (3) その他指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める書類

- 3 市長は、障がい者支援センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令又は第7条に規定する協定に違反したとき。
- (2) 前条第3項に規定する市長の指示に従わないとき。
- (3) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の選定等)

第10条 市長は、指定管理者の候補者の選定に係る手続を行うときは、あらかじめ大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成29年要綱第21号）に規定する大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会（公募による選定の場合に限る。）に意見を求めるものとする。

(指定管理者による管理)

第11条 指定管理者が障がい者支援センターの管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(大野城市障がい者きょうどう作業所の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)
- 2 大野城市障がい者きょうどう作業所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年規則第37号）は、廃止する。
(準備行為)
- 3 この規則の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 この規則の規定による障がい者支援センターの使用申請その他使用のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 5 指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が管理を行うこととされた日前の市長の許可その他の行為又は市に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成28年12月22日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 5 月 25 日規則第11号）

この規則は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

大野城市障がい者支援センター使用許可申請書

年 月 日

大野城市障がい者支援センターを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名		電話番号	
	住 所			
使用者の代理人又は保護者	ふりがな		続 柄	
	氏 名		電話番号	
	住 所			
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 受 給 者 証	受給者番号			
	交付年月日			
	障 害 支 援 区 分			
	支 給 決 定 内 容	サービス種別()	支給量()	
		サービス種別()	支給量()	
サービス種別()		支給量()		
所 持 す る 手 帳	☐ 身体障害者手帳 内容()			
	☐ 療育手帳 内容()			
	☐ 精神障害者保健福祉手帳 内容()			
	☐ なし			
希 望 す る 障 害 福 祉 サ ー ビ ス	☐ 生活介護			
	☐ 就労継続支援B型			
	☐ その他 ()			
使用を希望する理由				

様式第2号（第3条関係）
大野城市障がい者支援センター使用許可書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった大野城市障がい者支援センターの使用について、次のとおり許可します。

使 用 者 氏 名	
使用を許可したサービス	
使 用 開 始 月 日	
備 考	

様式第3号（第4条関係）

大野城市障がい者支援センター使用廃止届出書

年 月 日

住所
氏名

年 月 日をもって大野城市障がい者支援センターの使用をやめたいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用をやめるサービス：

使用をやめる理由：

様式第4号（第5条関係）

大野城市障がい者支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

大野城市長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

印

電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (3) 法人の職員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を記載した書類
- (4) 法人の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類